

道税の猶予制度のお知らせ



道税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、道税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、納期限までの納付や財産の換価（売却）などが猶予される制度があります。

この猶予制度につきまして、平成28年4月からは、新たに申請により換価の猶予の手続きができるようになります。

換価の猶予

道税を一時に納付することにより、**事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある**など一定の要件に該当する場合

その道税の納期限から6か月以内に、所管の総合振興局、振興局又は道税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する道税以外に、既に滞納となっている道税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する道税について適用されます。

※上記の申請による換価の猶予のほか、職権に基づく換価の猶予制度があります。

徴収の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後、修正申告などにより納付すべき税額が確定したことなどにより、道税を一時に納付することができない場合

所管の総合振興局、振興局又は道税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

※⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった国税の納期限までに申請する必要があります。

猶予が適用された場合

- ・猶予期間中の延滞金の全部又はその一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。

（広報に関する問い合わせ先）

北海道総務部財政局税務課納税推進グループ TEL011-204-5061（直通）